現場技術者に必要な法知識

よりよい施工のために

❶ 総論・建設業法を中心として

永田睦夫

はじめに

契約を行い，現場で工事を行うとき必要な一般的・共通的な知識の大半は，建設業法に盛り込まれている。そして，現行の建設業法は，昭和 47 年 4 月改正施行されたものである。

したがって，ここでは建設業法が改正されるに至った経緯，改正された建設業法の概要について述べる。

1. 建設業法の沿革

昭和 24 年 5 月に制定された建設業法は，第一に建設工事の適正な施工の確保という規制，第二に建設業の健全な発達を図るという保護育成の 2 つの柱を目的とし，これを実現する手段として，「建設業の登録制」「請負契約の規正」「技術者の設置」などを規定したものである。その後，数次にわたる改正において，業法適用範囲の拡大，登録要件の強化，一括下請禁止の強化，建設工事紛争処理機関の設置，施工技術の確保の義務，技術検定制度の設置，総合工事業者の新設，建設業団体に対する指導・助言・勧告規定等の整備が行われてきた。しかし，近年に至っても，なお建設業者の大半は，技術力，資本力，体質，組織の弱体な企業であり，このため建設工事の相当数が適正な施工が確保されず，これらの注文者に損害あるいは迷惑をかけている例が多い。また，建設業はその生産が，注文生産，移動生産，多種類の工種の総合生産，集合生産であるという特性があることにもよるが，下請に依存することが多く，元請と下請の間の契約関係に非近代的な不公正な面が残され，また，発注者との間に片務的な契約関係が残存している。これらの建設業界に存在する諸点を改善し，建設業をめぐる新しい環境に対応して，建設業の近代化，合理化を進める必要から中央建設業審議会の答申に基づき「建設業法の一部を改正する法律案」が数次の国会に上程審議され，修正可決のうえ昭和 46 年 4 月 1 日公布され，昭和 47 年 4 月 1 日より施行されて現在に至っている。このとき改正されたものの骨子は次のとおりであり，現行の建設業法は 11 章 94 か条により構成されている。

（1） 建設業許可制度の採用

現行の建設業法では，従前の登録制度に代えて許可制度を採用している。ここでは，許可の基準を定めるとともに，許可の欠格要件も従前の登録の拒否要件と比べて加重された。

（2） 特定建設業の許可制度の採用

下請負人の保護を図るため，発注者から直接請け負う工事につき，一定金額以上のものを下請負に付する建設業者は，特定建設業の許可を受けなければならないと許可の基準が加重された。

（3） 請負契約の適正化に関する規定の整備

請負契約書に記載すべき内容を充実させ，現場代理人または監督員の権限等に関する事項の通知義務を規定するとともに，請負契約の締結等に際しての重要事項の提示の義務が注文者に課せられた。また，注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して，不当な請負代金の額，または不当な使用資材等の購入等を請負人に強制することを禁止する規定が設けられた。

（4） 下請負人の保護に関する規定の新設等

一般的に元請負人が遵守すべき下請負人保護のための義務として，工事施工にあたっての下請負人の意見の聴取，下請代金の支払期間等，ならびに検査および引渡しに関する規定が設けられた。また，特定建設業の許可と関連して，特定建設業者の下請代金の支払期日等に関する規定および下請指導義務に関する規定が設けられた。このほか，下請負人の賃金不払，あるいは第三者に与えた損害について，不払を受けた労働者または損害を受けた第三者を救済するため，特定建設業者に対する立替払等の勧告に関する規定が設けられている。

（5） そ の 他

監督処分，一部罰則の強化等が図られた。

2. 建設業法の概要

（1） 建設業法の目的

建設業法は，建設業を営む者の資質の向上，建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって建設工事の適正な施工を確保し，発注者を保護するとともに，建設業の健全な発達を促進し，もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする（第1条）。

国民の身体，生命，財産の保護に重大な関係を有し，経済の発展および社会生活の向上に密接な関連を有する公共施設をはじめ，産業施設，住宅等建設工事の目的物が，より正しく，より安全に建設され，また，より経済的に行われ，それが公共の福祉の増進に資することが，本法の究極の目的である。これを達成するための当面の目的として，建設工事の適正な施工，発注者の保護，建設業の健全な発達の促進があげられ，そのための手段として，次節で述べる事項が内容として盛り込まれたものである。

（2） 適 用 範 囲

本法は，建設工事の完成を請け負うことを営業とする者に適用される。建設工事とは，土木建築に関する工事で，表—1 に掲げるものと規定され，この建設工事の完

表—1 建設業法上の建設工事の種類

1	土木一式工事	14	しゅんせつ工事
2	建築一式工事	15	板金工事
3	大工工事	16	ガラス工事
4	左官工事	17	塗装工事
5	とび・土木・コンクリート工事	18	防水工事
		19	内装仕上げ工事
6	石工事	20	機械器具設置工事
7	屋根工事	21	熱絶縁工事
8	電気工事	22	電気通信工事
9	管工事	23	造園工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	24	さく井工事
		25	建具工事
11	鋼構造物工事	26	水道施設工事
12	鉄筋工事	27	消防施設工事
13	ほ装工事	28	清掃施設工事

成を請け負う営業を，建設業という概念でとらえる。建設業とは，元請，下請，その他いかなる名義をもってするかを問わず，建設工事の完成を請け負う営業と定義している（第2条）。ただし，軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者には，一括下請禁止など少数の例外を除き，本法の適用を除外している。軽微な工事とは，工事1件の請負額が建築一式工事では 450 万円以下，または延べ面積が 150 m² 以下の木造住宅工事，建築一式以外の工事では 150 万円以下の建設工事である（施行令第1条）。

（3） 建設業の許可

軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除き，建設業を営もうとする者は，建設業の許可を受けなければならず，次に掲げることをその軸としている。

① 2以上の都道府県に営業所（本店，支店または常設の事務所で，常時建設工事の請負契約を締結するところ）を設けて建設業を営もうとする者は，建設大臣の，1都道府県にのみ営業所を設けて建設業を営もうとする者は当該都道府県知事の許可を受けなければならない（第3条第1項）。建設大臣，知事の許可の別は，単に行政

庁の許可事務の執行または監督上の便宜により分けられたものであって，法律上の効果は全く同一であり，営業しうる区域または工事を施工しうる区域についての制限等はない。

② 許可は，一般建設業，または特定建設業の区分により与えられる(第3条第1項)。発注者から直接請け負う建設工事につき，その工事の全部または一部を下請代金額（当該工事につき2以上の下請契約があるときはそれらの総額）が，1000万円以上となる下請契約を締結して施工しようとする者は特定建設業の許可を，その他の者は，一般建設業の許可を受けなければならない。これは下請負人保護の徹底を期するため，一定額以上の工事を下請負人に施工させて営業しようとする者については，下請代金の支払を適正に行い，あるいは下請負人に対して適切な指導を行う能力を有することを要求し，その許可要件は一般建設業より加重されている。特定建設業者は，下請負人保護のため特別の義務が課せられるが，そのために，なんらかの権利または利益が与えられるものではない。なお，特定建設業の許可の制度と関連して，特定建設業者でなければ，発注者から直接請け負った工事につき，1000万円以上（当該工事の下請契約金額の総額）の下請契約を締結してはならない（第16条)。

③ 一般，特定建設業を問わず，**表—1** に掲げる28の建設工事の種類ごとに，許可を受けなければならない(第3条第2項)。これは，建設業者の資質を向上させ，施工能力を確保するため，建設工事の専門化をいっそう促進する必要があり，工事の種類に対応する工事業を定めて，各工事業ごとに許可を与えるとしたものである。もちろん，一の建設業者が同時に2以上の業種の許可を受けること，業種の追加許可，また許可を受けた業種の一部を廃止することもさしつかえない。

④ 許可の有効期間は3年で，期間満了後も引き続き建設業を営もうとする者は，許可の更新が必要である(第3条第3項)。

⑤ 許可を受けた業種に係る建設工事のみしか請け負うことができないのが原則であるが，例外として，許可を受けた業種に係る建設工事を請け負う場合において，その工事に付帯する他の業種の建設工事は請け負うことができる（第4条)。

⑥ 許可は申請に基づき行われることとされており，申請者は許可行政庁に，許可申請書および工事経歴書その他の添付書類を提出しなければならない（第5，第6，第17条)。許可の基準は法定されており，一般建設業の許可にあっては，建設業に関する一定期間以上の経営経験者，一定の学歴または資格を有する技術者の設置，請負契約の履行に関する誠実性および請負契約を履行するに足りる財産的基礎，または金銭的信用の4つの許可の積極的要件に該当し，かつ，禁治産者または準禁治産者，悪質な行為を行ったことにより許可を取り消された者，1年以上の懲役または禁錮の刑に処せられ一定の期間を経過しない者等，一定の許可の欠格要件に該当しない者であることが要求されている(第7条，第8条)。特定建設業の許可は，許可の積極的要件のうち，建設業に関する一定の経営経験および請負契約の履行に関する誠実性の要件は一般建設業の許可と同様であるが，技術者の要件および財産的基礎の要件は一般建設業より加重されている。

特に財産的基礎の要件は発注者との間の請負契約で，その請負代金の額が一定以上であるものを履行するに足りることを求めている。なお，特定建設業の許可の欠格要件は，一般建設業の欠格要件に比べて一部加重されているほか，ほぼ同様である（第15条，第17条)。

⑦ 許可申請書およびその添付書類ならびに変更の届出書等は，大臣，知事の設置する閲覧所において公衆の閲覧に供される（第13条，第17条)。この閲覧所の設置の目的は，提出書類を公衆の閲覧に供することによって，建設工事の注文者，下請負人等に，当該建設業者の施工能力，施工実績，経営内容等に関する情報を提供し適切な建設業者の選定の利便等に供しようとするものである。なお，昭和50年3月末現在における許可業者数は35万7059となっている。

（4） 建設工事の請負契約

請負契約に関する法律の規定としては民法があるが，民法の請負契約に関する規定は任意規定が多く，注文者と請負人との間で，自由に契約内容を定めることができる。建設工事の請負契約も，当然民法の適用を受けるのであるが，民法の規定が全体として比較的簡単であって，建設工事をカバーするには不備不足であること，および民法制定当時には予想もされなかった大規模建設工事が出現し，社会取引慣行も異なってきていることなどから，これらの規定が実態にそぐわなくなってきていた。また建設業が受注産業であることなどから，その取引慣行は原則として買手市場であり，請負人は注文者の意思に強く制約されがちとなり，注文者の側に著しく有利な契約がなされやすく，また，両当事者間の合意が多くの場合不完全・不明瞭であるばかりでなく，契約の目的物たる土木工作物または建築物がその構造，効用面を含めて複雑多様であるため，契約の不明確さが無用の紛争をもたらしやすいこともあり，さらには，建設工事の多くの場合，直接的には下請負人によって施工されるので，建設工事の適正な施工を確保し，下請負人の経済的地位の向上を図り，その体質の改善を促進することが必要であることなどのさまざまな観点から，本法においては建設工

事の請負契約の明確化・適正化と，下請負人の保護を図るため次のような規定が設けられている。

① 建設工事の請負契約の当事者は，おのおの対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し，信義に従って，誠実にこれを履行しなければならない（第18条）とともに，この趣旨に従って，契約の締結に際して工事内容，請負代金の額，工事着手および完成の時期，その他の請負契約の内容で法に規定する事項を書面に記載し，署名または記名押印して相互に交付しなければならない。これらの事項を変更するときも同様とする（第19条）。また，請負契約の履行に関し請負人が現場代理人を置く場合，または注文者が監督員を置く場合には，それぞれ相手方に対して，現場代理人または監督員の権限に関する事項等を通知しなければならない（第19条の2）。

② 注文者は自己の取引上の地位を不当に利用して，その注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする契約を締結してはならず，また，同時に契約の締結後，注文した建設工事に使用する資材，機械器具を指定するなどの行為により請負人の利益を害してはならない（第19条の3，第19条の4）。なお，注文者がこれらの規定に違反した場合は，当該注文者が私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第2条に規定する事業者であるときは，公正取引委員会が同法の規定に基づき勧告，排除命令等の必要な措置をとることとされている。この場合当該注文者がいわゆる公共発注機関等同法第2条に規定する事業者でないときは，当該契約の相手方の建設業者の許可行政庁が，当該発注者に対して必要な勧告をすることができる（第19条の5）。

③ 注文者は契約をする以前に（競争の場合は入札を行う以前に），請負契約の内容についてできる限り具体的な内容を提示し，かつ，その提示から契約の締結（入札）までに一定の見積期間を置かなければならない（第20条）。

④ 請負契約において，請負代金の全部または一部について前金払をする定めがなされたときは，注文者は請負人に対して，建設業者の債務不履行による損害金の支払を保証する者，または工事の完成を保証する他の建設業者を保証人として立てることを請求でき，建設業者がこの請求に応じないときは，注文者は前金払をしないことができる（第21条）。

⑤ 元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合を除き，建設業者はその請け負った建設工事をいかなる方法をもってするとを問わず，一括して他人に請け負わせてはならず，また，建設業を営む者は建設業者からその請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない（第22条）。

⑥ 元請負人は，工事を施工するために必要な工程の細目，作業方法等を定めるときは，あらかじめ下請負人の意見を聞かなければならない（第24条の2）。また，元請負人は，請負代金の出来高払または竣工払を受けたときは，その支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して，その施工部分に相当する下請代金を，支払を受けた日から一月以内で，かつ，できる限り短い期間内に支払わなければならないとともに，前払金の支払を受けたときは，下請負人に対しても工事に必要な費用を前払するよう必要な配慮をしなければならない（第24条の3）。さらに，元請負人は，下請負人から工事完成の通知を受けたときは，20日以内で，かつ，できる限り短い期間内に，その完成検査を行い工事の完成を確認し，確認後下請人が申し出たときは，原則としてただちにその工事の目的物の引き渡しを受けなければならない（第24条の4）。

⑦ 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約の相手方が特定建設業者等である場合を除く）における下請代金の支払期日は，下請負人からの工事目的物の引渡しの申し出の日から50日以内で，かつ，できる限り短い期間内において定めなければならず，下請代金支払期日が定められなかったときは，引渡し申し出の日が法に違反して50日を超える日に支払期日が定められたときは，申し出の日から50日目が，それぞれ下請代金の支払期日とみなされる。特定建設業者は，下請代金の支払について一般の金融機関（預金または貯金の受入れおよび資金の融通を業とする者をいう）で割引くことが困難と認められる手形を交付してはならず，また支払期日までに下請代金の支払を行わなかったときは，原則として，一定の遅延利息を支払わなければならない（第24条の5）。

⑧ 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者はその建設工事に参加するすべての下請負人に対して，本法の規定または建設工事の施工，もしくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定に違反しないよう指導しなければならない。また，指導の結果，違反している事実を認めたときは，それを指摘して是正を求めるよう努めなければならず，この是正勧告に応じないときは，当該下請負人の許可行政庁にすみやかにその旨を通報しなければならない（第24条の6）。

（5） 請負契約に関する紛争の処理

契約に関する紛争解決の制度としては，一般的には，裁判所における民事訴訟，民事調停または仲裁制度があるが，手続がきわめて精密であるため，事件の解決に長年月を要する場合が少なくない。また，建設工事の請負

契約の紛争のように，技術的・専門的判断が解決の鍵となることが多い場合には，必ずしもこれらの制度となじまない傾向がみられる。そこで本法では，建設工事の請負契約に関する紛争につき，民事訴訟，その他の制度を補う制度として，建設工事紛争審査会（以下審査会という）によるあっせん，調停，仲裁の制度を設け，専門的に，また早期に紛争を解決することを期待しているものである。

① 審査会には，中央建設工事紛争審査会および都道府県建設工事紛争審査会の2種があり，それぞれ，あっせん，調停および仲裁を行う権限を有する（第25条）。

② 審査会は，委員15人以内をもって組織され，委員は人格が高潔で識見の高い者のうちから建設大臣または都道府県知事によって任命され，任期は2年であり，一定の欠格要件に該当する者はなることができない（第25条の2から4）。また，審査会に特別委員を置くことができ，その任期は1年とされている（第25条の7）。

③ 中央審査会または都道府県審査会の管轄は法定されているが，例外として合意管轄が認められている（第25条の9）。

④ あっせんまたは調停は，当事者の双方もしくは一方からの申請に基づき，または公共性のある施設等で一定のものの紛争につき審査会が職権に基づき行うこととされている（第25条の11）。

⑤ あっせんは，事件ごとに会長が指名するあっせん委員が行い，あっせん委員は，当事者間をあっせんし，双方の主張の要点を確かめ，事件が解決するよう努めなければならない（第25条の12）。調停は，事件ごとに会長の指名する3人の調停委員が行い，調停委員は，必要に応じて当事者の意見を聞き，委員の過半数の意見で調停案を作成し，審査会は当事者に対して調停案の受諾を勧告することができる（第25条の13）。なお，審査会は一定の事由に該当するときは，あっせんまたは調停をしないものとされている（第25条の14）。

⑥ 仲裁は，当事者の双方から仲裁の申請がなされたとき，または仲裁に付する旨の合意に基づき当事者の一方から仲裁の申請がなされたとき開始され，委員または特別委員のうちから原則として当事者が合意によって選定した弁護士となる資格を有する者を含む3人の仲裁委員によって行われ，本法に別段の定めがある場合を除き民事訴訟法の規定が適用される（第25条の15，16）。また，審査会は，仲裁を行う場合に必要があると認めるときは，文書または物件の提出を求め，または立入検査を行うことができる（第25条の17，18）。

⑦ 審査会の行う調停または仲裁の手続は，原則として非公開とされている（第25条の20）。

⑧ 紛争処理の手続に要する費用は，原則として各自の負担とされているほか，紛争処理の申請をする者は，一定の手数料を納めなければならない（第25条の21，22）。

（6） 施工技術の確保

本法の主要目的の一つである建設工事の適正な施工を確保するためには，建設業者が施工技術の進歩向上につとめ，その施工技術をおのおのの建設工事現場で具体的に発揮する必要がある。そのため常に建設業者が施工技術の確保に努めるべきことを訓示する（第25条の25）とともに，建設工事現場における技術者の配置および施工技術の向上のため次のような規定を設けている。

① 建設業者は，その請け負った建設工事を施工しようとするときは，一定の資格（一般建設業の許可基準における技術者の資格と同じ）を有する者で，その工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければならない。また，この場合において，発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が，当該工事の施工に関し，1000万円以上の下請契約（下請契約が2以上あるときはそれらの総額）を締結して施工するときは，さらに加重された資格（特定建設業の許可基準における技術者の資格と同じ）を有する，監理技術者を置かなければならない。なお，これらの主任技術者または監理技術者は，公共性のある工作物に関する重要な工事では，専任の者でなければならない（第26条）。

② 土木工事業または建築工事業を営む者は，土木一式工事または建築一式工事を施工する場合，前記①により主任技術者または監理技術者を工事現場に置かなければならないのは当然である。と同時に，一式工事の内容である専門工事を施工する場合において，その専門工事を自ら施工しようとするときは，当該工事に関する主任技術者を置いて施工しなければならず，主任技術者を置いて自ら施工することができないときは，当該専門工事に係る，許可を受けた建設業者に施工させなければならない。また同様にして，建設業者が許可を受けた建設業に係る工事に付帯する他の建設工事を施工する場合において，当該付帯工事に係る主任技術者を置いて自ら施工することができないときは，当該専門工事に関する許可を受けた建設業者に施工させなければならない（第26条の2）。

③ 建設大臣は，施工技術の向上を図るため建設工事に従事し，または従事しようとする者について政令で定めるところにより技術検定を行うことができ，この検定に合格した者は，政令で定める称号を称することができる（第27条）。なお，この技術検定として，現在，建設

機械施工(昭和35年から)，土木施工管理（昭和44年から)，管工事施工管理(昭和47年から)，および造園施工管理（昭和50年から）の4種類がある。技術検定の合格者は，その業種に係る一般建設業の許可基準の要件である技術者および主任技術者としての資格者のうちに認められており，1級の合格者は，その業種に係る特定建設業の許可基準の要件である技術者および監理技術者としての資格者のうちに認められている。

（7） 監督処分

本法および関係諸法令規定の遵守の実行を確保するために，建設大臣または知事の行政権による建設業者の，監督上の規定が設けられている（第5章)。

処分には，指示，営業の停止，許可の取消がある。

第28条に指示または営業停止処分を行う場合の要件が第29条に許可取消処分の要件が規定されている。

指示処分とは，建設業者に法令違反または不適正な事実を是正させるため，具体的にとるべき措置を命ずることで，これに従わないときは，さらに重い処分を命令することができる法律的効果をもっている。営業の停止とは一定期間営業活動の停止を命ずる行政処分で，本法では1年以内期間を定めて，その営業の全部または一部の停止を命ずることができることになっている。さらに重い処分として，許可の取消処分がある。この処分を受けると再び許可を受けなければ建設業を営むことはできない。不正な手段によって許可を受けていた場合とか，営業停止処分に違反した場合等で，許可取消を受けたものは，その取消の日から2年間は一般建設業の，同じく3年間は特定建設業の許可を受けることができない（第8条，第17条)。

（8） 建設業に関する審議会，その他

建設業の発展および建設業法の運用の適正を図るためなど，建設大臣の諮問に応じ建設業の改善に関する重要事項を調査審議するため,建設省に中央建設業審議会(以下「中建審」という）が置かれることになっている（第33条)。中建審は，建設業に関する事項について関係各庁に建議することができるほか，建設工事の標準請負契約約款，入札の参加者の資格に関する基準等の作成，およびその実施を勧告することができることとされている（第34条)。また，都道府県知事の諮問に応じ建設業の改善に関する重要事項を調査審議させるため，都道府県は条例で都道府県建設業審議会を設置することができ，これに関し必要な事項は，条例で定めることとされている（第39の2)。中建審は，昭和24年10月発足以来建設業の振興などに関する活発な活動を行ってきており最近では建設業の安全対策の推進に関する建議，建設業法の抜本的な改正案，入札の合理化に関して，また，標準請負契約約款の改正の建議等を行っている。

建設業法には，以上述べてきたほかに，建設業者団体の設置，これに対する建設大臣，知事の指導，助言または勧告（第41条）の規定がある。特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事の全部または一部を施工している他の建設業を営む者が，当該建設工事の施工のために使用している労働者に対する賃金の支払を遅滞した場合，または当該建設工事の施工に関し他人に損害を加えた場合において，必要があると認めるときは，許可行政庁である建設大臣または都道府県知事は，当該特定建設業者に対し，適正と認められる賃金相当額または損害額を立替払すること，その他の適切な措置を講ずることを勧告することができる規定がある(第41条第2項，第3項)。また,本法の施行を確保するため，本法の規定に違反した者に対する刑罰または過料の制裁に関する規定等がある。

参 考 文 献

1) 建設省計画局建設業課編 ： 建設業法令通達集，大成出版社.
2) 建設業法研究会編著 ： 建設業法解説，大成出版社.

（筆者・建設省計画局建設業課 専門官）

❷ 労務管理，安全管理の場合

北 山 宏 幸

1. 建設工事と労働安全衛生法

（1） 労働安全衛生法制定までの経緯

労働者の就業に係る建設物，設備，原材料，ガス，蒸気，粉じん等により，または作業行動その他業務に起因して労働者が負傷し疾病にかかり，または死亡することを「労働災害」といっている。

わが国における労働災害の発生状況は，ここ数年減少の傾向にあるとはいえ，いまなお，全産業で毎年120万人をこす労働者が労働災害により負傷し，うち4000人以上の労働者が死亡している。特に建設工事においては作業そのものが組立て，解体，重量物の運搬等危険であ